

申込者（以下「甲」という）と、トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社（トムソンブランディ事業部）（以下「乙」という）は、甲乙間での業務取引について、以下の規約を適用するものとする。

個々の業務取引につき、本規約と異なる、または、本規約に含まれない定めがされる場合には、かかる個々の業務取引についての定めが優先して適用されるものとする。

第1条（業務の定義）

本規約での業務とは、乙が提供する商標及びドメインの調査・取得・管理等に関する一連の業務およびそれらに関連するサポート業務またはコンサルティング業務などをいう。

第2条（取引の開始）

甲が乙所定の「業務取引申込書」に必要事項を記入し、乙が承認したときに取引は開始されるものとする。

第3条（取引の成立）

以下の行為によって取引が成立するものとする。

- ① 甲が乙に対して、乙の料金表に基く依頼書を交付し、乙がこれを受諾したとき。
- ② 乙が甲に提示した見積書に基き甲が乙に注文書を交付し、乙がこれを受諾したとき。
- ③ 甲が乙に対し所定のオンライン申請または申請書によって業務依頼を行い、乙がこれを受諾したとき。

第4条（業務結果の送付）

乙は取引業務による納品物を甲乙間で別途合意する納品日までに甲に送付するものとする。

2. 前項により乙が電子メール、郵便あるいは、宅配便によって送付した納品物について、何らかの原因により到着遅延が認められる場合、送付後1週間以内に限り甲は乙に再送を要求することができ、乙は誠意をもって対応するものとする。
3. 電子メール、郵便あるいは、宅配便などの送付中に起きた不可抗力要因により到着遅延が発生し、甲に何らかの損害が発生した場合でも、乙はその責を負わないものとする。

第5条（対価の請求）

- ① 取引の代金は、甲から乙への業務依頼時に約定した料金表に基づき月末締めとし、乙は甲に対して業務の対価を請求する。
- ② 料金表に記載外で甲乙協議の上請求すべき金額が発生した場合は、乙は、別途個別見積によって対価を計算し請求する。
- ③ BRANDY契約者がオペレーションサービスを依頼した場合、BRANDYの使用にかかる料金は通常のオンラインによるBRANDY使用料に加算請求する。このとき、その他の対価（オペレーションの手数料など）は本条項①に従って請求する。

第6条（対価の支払い）

甲は乙に対し、乙が発行した請求書の請求日から60日以内に現金での銀行振り込みによって対価を支払うものとする。

第7条（遅延損害金）

甲が、支払金の支払いを遅延した場合、乙は当該支払金の元金分に対し、支払期日の翌日から支払日にいたるまで、年6.0%の遅延損害金を請求することができる。

第8条（取引停止）

甲又は乙は以下の各事情が生じた場合、相手方への文書による通告により業務取引の停止又は解除をすることができる。

- ① 本規約に基づく責務を履行しない、又は本規約に違反した場合。
 - ② 差し押さえ・仮差し押さえ・仮処分・租税滞納処分その他公権力の処分を受けた場合。
破産もしくは競売を申し立てられ、又は整理・民事再生・会社更正手続きの開始もしくは申立、または破産申立をした場合。
 - ③ 自ら振り出し、もしくは引き受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けるなど支払停止状態に陥った場合。
 - ④ 監督官庁より営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し処分を受けた場合。
 - ⑤ 資本の減少、現営業の廃止もしくは重大な変更又は解散の決議をした場合。
2. 前項の理由により業務取引を停止または解除した場合は相手方の責によって生じた損害の賠償を別途請求することを妨げない。

第9条（守秘義務）

甲又は乙は本取引の履行を通じて知り得た相手方の機密事項を第三者に開示又は漏洩してはならない。

第10条（個人情報の取り扱いと利用目的）

乙は、乙の定めるプライバシーポリシーに沿って業務取引において甲より提示された個人情報を取り扱い、業務を実施、提供するためにのみ利用するものとする。

第11条（変更事項の届け出）

甲又は乙は本規約の履行に重大な影響を与える変更が生じた場合、速やかに文書により相手方に変更を連絡するものとする。

第12条（瑕疵）

甲は、業務取引にかかる納入物につき瑕疵を発見した場合は、納入後6ヶ月以内に乙に瑕疵の補正を請求できるものとし、乙は誠意を持ってこれに応えなければならない。

第13条（損害賠償）

甲が業務取引にかかる納入物によって何らかの損害を蒙った場合、乙に対して損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償の範囲は乙の甲に対する当該業務取引の対価相当額を超えないものとする。

第14条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法が適用されるものとする。

第15条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間に訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（規約の変更）

乙は、電子メール、郵便その他の手段で甲に本規約の内容変更につき通知することによって、本規約を変更することができる。かかる変更は、変更の通知が甲に到達したときに、その効力が発生するものとする。

以上

業 務 取 引 申 込 書 Ver.201201

※「業務取引に関する規約」に同意の上、トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社（トムソンブランディ事業部）との業務取引の開始を以下の通り申し込みます。

| | | | | | | | |
|--|-------------------------------|---------------------------------------|-------|------------------------------------|---------|-----|--|
| 申 込 者 | 社 名 <small>(事務所名)</small> | <small>(フリガナ)</small> | | 業 種 | | | |
| | 英文社名 <small>(事務所名)</small> | | | | | | |
| | 本社所在地 | <small>(フリガナ)</small> 〒 | | | | | |
| | 代表者名 | | | | | | |
| | 部 署 名 | | ご担当者名 | <small>(フリガナ)</small> 印 | | | |
| | 住 所 | <input type="checkbox"/> 本社所在地と同じ | | | | | |
| | | <small>(フリガナ)</small> 〒 | | | | | |
| | TEL | | FAX | | | | |
| ホームページ URL | http://www. | ご担当者 メールアドレス | | | | | |
| ※ 申込者情報と異なる宛先へ請求書の送付を希望される場合は、以下に請求先情報をご記入ください。 | | | | | | | |
| 請 求 先 | 住 所 | <input type="checkbox"/> 申込者：本社所在地と同じ | | <input type="checkbox"/> 申込者：住所と同じ | | | |
| | | <small>(フリガナ)</small> 〒 | | | | | |
| | 部 署 名 | | ご担当者名 | <small>(フリガナ)</small> 印 | | | |
| | TEL | | FAX | | | | |
| 注：東証証券市場などに上場されている会社の場合は、以下の事業内容、業績に関しては記入されなくても結構です。 | | | | | | | |
| 企 業 情 報 | 設 立 | 年 月 日 | 資本金 | 百万円 | 従 業 員 | 名 | |
| | 主取引先 | | | 取引銀行 | | | |
| | 大 株 主 | | | 事業内容 | | | |
| | 業 績 | 決 算 期 間 | | 売 上 高 | 当 期 利 益 | 配 当 | |
| | | / ~ / | / ~ / | 百万円 | 百万円 | % | |
| 受 付 | トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社 担当者 | | | | 印 | | |

個人情報のお取扱について

お客様からご提供頂いた全ての個人情報は、当社による国内外の調査・データベースなど商標・ドメインに関わる総合的なサービスの提供と関連情報をお客様へお知らせするために利用させていただきます。

個人情報を当該業務の委託に必要かつ適切な範囲内で委託先に提供する場合や、関係法令により認められる場合を除き、お客様の事前の承諾なく第三者に提供することはありません。

申込先 トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社 トムソンブランディ事業部 TEL 03-5733-6120
FAX 03-3432-4950

